

新潟市学校給食用物資納入業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校園」という。）で提供する給食（以下「学校給食」という。）に係る物資の調達について、その品質を保持したうえで、安定的な供給を確保するために実施する給食用物資の納入業者の登録（以下「登録」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「給食用物資」とは、学校給食に使用する食材をいう。

(登録区分及び取扱物資区分)

第3条 登録の区分は個別購入物資及び共同購入物資とし、各登録区分において取り扱う給食用物資の区分は別表第1のとおりとする。

2 登録は、登録区分、取扱物資区分ともに複数の区分を選択することができるものとする。

(配送地域区分)

第4条 給食用物資を配送する地域区分は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 登録は、複数の区分を選択することができるものとする。

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録日から満2年経過後の7月31日までとする。

(登録の申請)

第6条 登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち個別購入物資のみ登録する場合は、新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別購入物資用）（様式第1号）に、個別購入物資及び共同購入物資に登録する場合は、新潟市学校給食用物資納入業者登録申請書（個別・共同購入物資兼用）（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

ア 学校給食用物資の納入に関する誓約書（様式第3号）

イ 事業所所在市町村の前年度納税証明書（新潟市の場合は新潟市入札用の納税証明書）の写し

ウ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（様式第4号）

エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可証の写し又は営業届出証明書の写し

2 共同購入物資「M（調理主食）」及び「N（一般物資）」の申請者は、前項の書類に加えて、次の書類を添付しなければならない。

ア 食品衛生監視票の写し（直近1年以内に発行されたもの）

イ 税務署の納税証明書の写し（納税証明書その3の3 「法人税」と「消費税及地方消費税」に未納の税額がないことの証明）

ウ 決算関係書類（前年度の損益計算書、貸借対照表、事業報告）の写し

エ 学校給食その他集団給食 実績報告書（様式第5号）

オ 施設設備の概要及び平面図（保管保存、製造加工の施設設備を中心に）

カ 食品の衛生管理計画・職員の健康管理計画・職員の衛生教育計画（様式第6号）

キ 配送計画書（配送条件及び必要な記載内容については別途、配送計画指示書で定める）

3 市長が必要ないと認めるときは、前2項の添付書類の一部を省略させることができる。

（登録）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、登録をする。

2 市長は、申請者が次に掲げる基準に適合しないと認めるときは、登録をしないものとする。

（1）事業所所在市町村税を滞納していないこと。

（2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（3）衛生管理上必要な製造場所、保管場所、輸送車両等の設備を適切に維持管理し、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」に基づく衛生管理が徹底されるとともに、従業員の保健衛生の管理監督が行われていること。

（4）食品衛生法その他法令を遵守していること。

（5）食品衛生法第60条及び第61条に基づく営業許可の取消処分を過去2年間受けていないこと。

（6）共同購入物資「M（調理主食）」の申請者にあつては、新潟市学校給食用共同購入基本物資（調理主食）納入業者登録基準第2条の各号を満たすこと。

（7）共同購入物資「N（一般物資）」の申請者にあつては、新潟市学校給食用共同購入一般物資納入業者登録基準第2条の各号を満たすこと。

3 市長は、第1項の規定により登録を受けた者（以下「登録者」という。）について、新潟市学校給食用物資納入業者登録名簿に記載し、当該名簿を市ホームページにより公表する。

（現地調査・検査）

第8条 市長は、必要に応じ、業者の施設に立ち入り調査、細菌検査又は食品添加物等の抜き打ち検査を実施するものとする。

2 市長は、前項の調査又は検査において異常を確認した場合には必要な措置を求める。

（登録者の義務）

第9条 登録者は、次の各号を遵守しなければならない。

（1）学校給食が、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童生徒の食に関

する正しい理解及び適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることを理解すること。

- (2) 市が求める学校給食の実施に必要な量を確実に供給し、仕入れ又は製造加工能力等を有し、並びに指定した期日及び時間に指定の場所に納入できる輸送能力を有すること。また、不足の事態においても、誠実かつ迅速に対応すること。
- (3) 衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく報告書を提出すること。また、随時の立ち入り検査等については、速やかに応じること。
- (4) 監督庁の命令で業務の執行が停止された場合は、速やかに市に報告すること。

(登録の変更)

第10条 登録者は、登録事項に変更が生じたとき、営業を廃止し、若しくは休止したとき又は登録を廃止しようとするときは、新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届(個別購入物資用)(様式第7号)又は新潟市学校給食用物資納入業者登録事項変更・追加・廃止届(個別・共同購入物資兼用)(様式第8号)に必要な書類を添えて、速やかに市長に提出するものとする。

(登録の更新)

第11条 登録者が登録の更新を希望するときは、登録者は第5条に定める登録有効期間終了の1か月前までに第6条の登録申請を行うものとする。

(登録の取り消し等)

第12条 市長は、登録者が物資納入契約に違反した場合、又は、指示に従わなかった場合は厳重注意を行う。厳重注意が複数回に及ぶ場合は以下各号のとおりとする。

- (1) 厳重注意を3年間で2度行った場合、登録者に改善計画の提出を求め、あわせて3か月を限度とし登録を一時停止することができる。
- (2) 厳重注意を3年間で3度行った場合、登録を取り消し又は12か月を限度として登録を一時停止することができる。

2 市長は、前項第2号に定める場合のほか、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項に規定する登録の基準に適合していないと認められる場合
- (2) 第6条第1項アの誓約内容に違反した場合
- (3) 登録に係る営業を廃止した場合
- (4) 登録の廃止を届け出た場合
- (5) 金銭的信用を著しく欠くと認められる場合
- (6) 虚偽の申請又は届出をした場合
- (7) 衛生状況に係る検査及び指導に応じなかった場合
- (8) その他学校給食の運営に当たり、著しく適正を欠くと認められる場合

3 市長は、登録者が、新潟市競争入札参加資格者指名停止等措置要領の規定に該当した場合は、

同要領に準じた措置を行うことがある。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日以降に提供する給食用物資の調達にかかる登録について適用するものとし、令和6年11月27日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

登録区分		例	
I 個別購入物資	A (獣鳥肉類)	精肉類、冷凍肉、ハム、ソーセージ、ベーコン など	
	B (魚介類)	魚(切り身、開き、角切り、筒切り等)、ちりめんじゃこ、えび、いか、たこ、練り製品、冷凍魚介類 など	
	C (卵類)	鶏卵、液卵 など	
	D (乳類)	チーズ、ヨーグルト、液状ヨーグルト、生クリーム など	
	E (豆腐類)	豆腐、焼き豆腐、生揚げ、油揚げ など	
	F (こんにゃく類)	こんにゃく、しらたき など	
	G (野菜類)	野菜類、カット野菜類、いも類、きのこ類 など	
	H (生鮮果実類)	いちご、すいか、ぶどう、なし など	
	I (基本物資)	米穀、米飯、パン、麺、牛乳 など(共同購入となるものを除く)	
	J (その他)	冷凍加工食品類	ハンバーグ、しゅうまい、フライ、から揚げ、卵製品、ボイリングパック製品 など
	油脂類	こめ油、ごま油、バター など	
	レトルト・水煮食品類	ツナ、山菜水煮、メンマ など	
	缶詰類	水産缶、果実缶、野菜缶、畜産缶、調理缶 など	
	海藻・乾物類	わかめ、ひじき、のり、切干大根、干しい	

			たけ、種実類 など
		豆類	大豆、いんげん豆、金時豆、ひよこ豆 など
		ジュース類	みかんジュース、乳飲料 など
		デザート類	ゼリー、だんご、シャーベット など
		添加物	ふりかけ、のりの佃煮、まぜごはんの素、ジャム類 など
		調味料類	しょうゆ、みそ、酢、みりん、ケチャップ、砂糖類、カレー粉、かつお節、煮干し など
		穀類	小麦粉、スパゲティ、マカロニ、麩、わんたん など
Ⅱ 共同購入物資	基本物資	K（牛乳）	飲用牛乳
		L（米穀）	米穀
		M（調理主食）	米飯、パン、麺 など
	N（一般物資）	乾物、缶詰、レトルト、調味料、油脂類、調理加工品、冷凍加工食品 など	

別表第2（第4条関係）

配送地域区分	配送先（特定の学校のみ配送も可能）	
	学校園（単独調理校） 学校給食センター	学校給食センター受配校 （直送指定の場合）
北区	松浜小、南浜小、太夫浜小、濁川小、葛塚小、木崎小、早通南小、岡方第一小、岡方第二小、木崎中、岡方中、早通中、光晴学校給食センター、葛塚学校給食センター	葛塚東小、南浜中、濁川中
東区	山の下小、大形小、中野山小、木戸小、東山の下小、桃山小、下山小、牡丹山小、東中野山小、竹尾小、南中野山小、江南小、東特別支援学校	

中央区	浜浦小、関屋小、鏡淵小、白山小、新潟小、日和山小、万代長嶺小、沼垂小、山潟小、上所小、鳥屋野小、笹口小、女池小、有明台小、南万代小、上山小、桜が丘小、紫竹山小、関屋中、白新中、沼垂幼稚園	
江南区	丸山小、大淵小、曾野木小、両川小、東曾野木小、横越小、曾野木中、両川中、横越中、亀田学校給食センター	亀田小、早通小、亀田東小、亀田西小、大江山中
秋葉区	新津東部学校給食センター、新津西部学校給食センター、小須戸学校給食センター	新津第一小、新津第二小、新津第三小、結小、荻川小、小合東小、小合小、金津小、阿賀小、新関小、小須戸小、矢代田小、新津第一中、新津第二中、新津第五中、小合中、金津中、小須戸中、新津第一幼稚園、新津第三幼稚園、結幼稚園
南区	味方小、白根学校給食センター、月潟学校給食センター	新飯田小、茨曾根小、庄瀬小、小林小、白根小、臼井小、大鷲小、根岸小、大通小、月潟小、白南中、白根第一中、臼井中、白根北中、味方中、月潟中
西区	小針小、新通小、内野小、木山小、赤塚小、小瀬小、笠木小、青山小、真砂小、五十嵐小、坂井輪小、坂井東小、西内野小、東青山小、新通つばさ小、西幼稚園、黒埼学校給食センター	大野小、黒埼南小、山田小、立仏小、赤塚中、中野小屋中、黒埼中
西蒲区	西特別支援学校、巻学校給食センター、西川学校給食センター、潟東学校給食センター、中之口学校給食センター	岩室小、和納小、曾根小、鎧郷小、升潟小、潟東小、中之口東小、中之口西小、越前小、松野尾小、巻南小、漆山小、巻北小、岩室中、西川中、潟東中、中之口中、巻東中、巻西中
市内全域	学校園及び学校給食センター (市が給食の調理・配送を委託する事業者の調理施設を含む)	